

ACT-M、ACT-MS、平成 29 年度公募要領 Q&A 追加

ACT-M/MS 共通

Q 追. 1 大学発のシーズが対象とのことですが、大学が単独で特許を所有している必要はありますか。

A 追. 1 大学が単独で所有していなくてもかまいません。企業との共同出願も大学発シーズとします。

Q 追. 2 発明者に大学の先生が入っていれば、出願人に大学が入っていない特許は大学発シーズの対象となりますか。

A 追. 2 発明者に大学の先生が入っていれば、大学発シーズとします。

また、出願後、発明者の先生が、他の大学や企業に異動された場合でも大学発のシーズとします。

Q 追. 3 大学の基礎研究を元に企業が研究を重ね、発明者および出願人が企業単独となっている特許は大学発シーズの対象となりますか。

A 追. 3 大学発シーズの対象となりません。

ACT-MS のみ

Q 追. 4 セットアップ企業がビジネスモデルの提案を行う必要がありますが、その提案にあたり、事業計画書を作成する必要はありますか。

A 追. 4 セットアップ企業に目指す事業化の内容つまりビジネスモデルを提案する必要がありますが、事業計画書の作成は必須要件ではありません。

しかしながら、事業化の具体性が評価対象となりますので、現状で想定し得る範囲で事業計画あるいはそれに則した内容を記載してください。

Q 追. 5 セットアップ企業の決算報告書を提出する必要がありますが、この決算内容は公表されますか。公表されるとするとどの程度までですか。

A 追. 5 企業の決算内容は一切公表しません。